

# 緑化計画(緑化に関する手続き)の 一部改正のお知らせ

平成**30**年  
**11**月**1**日  
の提出から

※対象となる行為、手続きの内容に関する変更はありません。

開発等に伴い、長く地域を見守ってきた樹木が次々に姿を消しています。緑はヒートアイランド現象の軽減や、鳥・昆虫などの生息場所など、潤いとやすらぎのあるまちづくりに不可欠です。事業を行う皆様には、緑化へのご理解・ご協力をいただけますようお願い申し上げます。



樹木を大切に継承するために...

## 1 既存樹木の緑化面積を最大2倍に算定

- 樹木の高さから計算する円の面積を、緑化面積にできます。

道路に面した緑を確保するために...

## 2 敷地や計画に応じた緑化方法の追加

- 道路に面した緑化について、算定方法が増えます。

大きい樹木を育むために...

## 3 植える樹木の高さの基準を変更

- 高木：植えるときの高さ【2m以上】⇒【3m以上】
- 中木：植えるときの高さ【1.2m以上】⇒【1.5m以上】

くわしくは、パークイノベーション推進課の窓口で配布するパンフレットをご覧ください。パンフレットは、区HPからもご覧いただけます。

<http://www.city.adachi.tokyo.jp/midori/machi/midori/ryokukakekaku.html>

